

お客様各位

東山口信用金庫

インボイス制度に向けた当庫の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

東山口信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客様がお取引に当たって当庫に各種手数料をお支払いいただいた場合、お客様は各種手数料に含まれる消費税につき、当庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます（注）。

注. 具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当庫ではインボイス制度への対応方法を以下の通りとさせていただきますので、ご通知いたします。

【ご参考】当庫の適格請求書発行事業者登録番号 T6-2500-0500-6739

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料（両替手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイス要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- (2) 営業店窓口で備付けの振込依頼書をご利用いただいて振込を実施された場合は、各種伝票に複写式となっている「振込金受取書（兼手数料受取書）」もしくは「預金払戻請求書による振込受付書（兼手数料受取書）」または「預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）」をインボイスとしてご利用いただけます。
お客様が現行の振込伝票等の用紙をお手元にお持ちの場合は、インボイス制度開始以降は窓口備付けの新しい伝票をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 個別に「請求書」を送付している場合
現在、個別に「請求書」を送付している場合は、当該「請求書」をインボイス制度の要件に対応した形式に変更いたします。

2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、お客様からご提出いただく「インボイス発行依頼書」（※1）にもとづき、インボイス

の要件を満たした下記の帳票を作成のうえ交付いたします。

- ① 「手数料徴求实績明細表（インボイス）」
- ② 「インボイス管理票」

- (1) 「手数料徴求实績明細表（インボイス）」につきましては、お客さまからご提出いただく「インボイス発行依頼書」（※1）にもとづき、毎月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月のいずれかの周期で発行開始年月の翌々月に郵送もしくは電子交付いたします。
- (2) 「インボイス管理票」につきましては、お客様からご提出いただく「インボイス発行依頼書」（※1）にもとづき、お客さまがご指定された期間で発行をいたします。
- (3) 口座振替の方法でお支払いいただいている手数料のうち、一部の手数料は「手数料徴求实績明細表（インボイス）」および「インボイス管理票」に掲載されませんので、お客様のご依頼に基づき、別途お客様にインボイス要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次実施してまいります。

※1「手数料徴求实績明細表（インボイス）」もしくは「インボイス管理票」の発行をご希望のお客様は、事前に「インボイス発行依頼書」のご提出が必要となりますので、お近くの窓口までお申し出ください。なお、手続きにはお届印が必要となります。

3. ATM および自動両替機でのお取引について

ATM および自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として 3 万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3 万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATM および自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

以上